

[1-2]貨物自動車運送事業

貨物自動車運送事業を開始する際は、国土交通大臣の許可が必要です。また、貨物自動車運送事業者は、あらかじめ定めた事業計画に従って業務を行わなければならない。事業計画を変更する場合には、変更内容に応じた手続きが必要です。

○一般貨物自動車運送事業の許可（事業法3条、5条）★★

一般貨物自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

なお、国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の許可を受けようとする者が、「一般貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過しない者」であるときは、その許可をしてはならない。（欠格期間）

○許可の申請（事業法4条）★

一般貨物自動車運送事業の許可を受けようとする者は、所定の事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。申請書には、事業用自動車の運行管理の体制その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

○許可の基準（事業法6条）★★

国土交通大臣は、許可の申請において、その事業の計画が過労運転の防止、事業用自動車の安全性その他輸送の安全を確保するため適切なものであること等、法令で定める許可の基準に適合していると認めるときでなければ、その許可をしてはならない。

○貨物軽自動車運送事業の届出（事業法36条）★

貨物軽自動車運送事業を営もうとする者は、所定事項を国土交通大臣に届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも、同様とする。

▼図 1-2 運送事業の開始



○事業の休止・廃止（事業法32条）★

一般貨物自動車運送事業者（以下、「事業者」という。）は、その事業を休止し、または廃止しようとするときは、その30日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

○事業計画（事業法8条）★

事業者は、その業務を行う場合には、事業計画に定めるところに従わなければならない。国土交通大臣は、事業者が事業計画に従って業務を行っていないと認めるときは、当該事業者に対し、事業計画に従い業務を行うべきことを命ずることができる。

○事業計画の変更（事業法9条）★★★

1. 事業者は、事業計画の変更（2.に規定するものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

●認可を受けなければならない事業計画の変更（※一部抜粋）

- (1)「自動車車庫の位置および収容能力」の変更
 (2)「事業用自動車の運転者および運転の補助に従事する従業員の休憩・睡眠のための施設の位置および収容能力」の変更 …など

2. 事業者は、下記Aに該当する事業用自動車に関する事業計画の変更をするときは、あらかじめその旨を、下記Bに該当する軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。

●変更内容によって届出の時期が異なるので、それぞれを正確に覚える！

A. あらかじめ届け出る事業計画の変更（事業法施行規則6条）

- (1)「各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数」の変更（=増車・減車）
 （変更後の車両数が一定の基準に該当しないおそれのある場合※を除く。）

※「変更後の車両数が5両を下回る場合」など。なお、このような変更の場合、あらかじめの届出ではなく、認可を受けなければならない！

- (2)「各営業所に配置する運行車（特別積合せ貨物運送に係る運行系統に配置する事業用自動車）の数」の変更

B. 変更後に遅滞なく届け出る軽微な事業計画の変更（事業法施行規則7条）

- (1)「主たる事務所※の名称および位置」の変更

※いわゆる会社本店(本社)のこと。運送業務を行っている「営業所」のことではない！

- (2)「営業所または荷扱所の名称」の変更

- (3)「営業所または荷扱所の位置」の変更（貨物自動車利用運送のみに係るものおよび地方運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。）

▼図1-3 事業計画の変更における届出のタイミング



○運送約款（事業法 10 条）★★★

事業者は、運送約款（＝運送契約の内容を事前に定めたもの）を定め、またはこれを変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

●適正な運賃・料金の收受について（令和元年 8 月 1 日付け通達 国自貨第 77 号）

運送約款には、国土交通省令で定める特別の事情がある場合を除き、運送の対価としての運賃と運送以外の役務^{*}または特別に生ずる費用に係る料金とを区分して收受する旨が明確に定められていなければならない。

※客先での荷待ちや荷役作業など

○標準運送約款（事業法 10 条）★★

国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合において、事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、または現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、国土交通大臣の認可を受けたものとみなす。（＝認可を受けたことと同じように扱われる）

▼図 1-4 運送約款



■試験によく出題される手続きのまとめ

許可	一般貨物自動車運送事業を經營するとき	
認可	(1) 自動車車庫の位置および収容能力の変更 (2) 休憩睡眠のための施設の位置および収容能力の変更 (3) 運送約款の制定または変更	
届出	あらかじめ届出	事業用自動車の種別ごとの数の変更
	変更後に遅滞なく届出	主たる事務所の名称および位置の変更

○運賃・料金の届出（貨物自動車運送事業報告規則 2 条の 2）★★

事業者は、運賃・料金を定め、または変更したときは、運賃・料金の設定または変更後 30 日以内に、所定の事項を記載した運賃料金設定（変更）届出書を、所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

○運賃・料金、運送約款等の掲示（事業法 11 条）★★

事業者は、運賃・料金（個人を対象とするものに限る。）、運送約款その他国土交通省令で定める事項を主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

○点検整備（安全規則3条の2）★

事業者は、事業用自動車の構造・装置および運行する道路の状況、走行距離その他事業用自動車の使用の条件を考慮して、定期に行う点検の基準を作成し、これに基づいて点検をし、必要な整備をしなければならない。

○点検等のための施設（安全規則3条の3）★

事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、事業用自動車の点検・清掃のための施設を設けなければならない。

○自動車車庫の位置（安全規則6条）★★

事業者は、事業用自動車の保管の用に供する自動車車庫を営業所に併設しなければならない。ただし、営業所に併設して設けることが困難な場合において、当該自動車車庫を当該営業所から法令に規定する距離を超えない範囲で設けるときは、この限りでない。

○事業の適確な遂行（事業法24条の4）★★

事業者は、①事業用自動車を保管することができる自動車車庫の整備・管理に関する事項、②法令の定めるところにより納付義務を負う保険料等の納付その他の事業の適正な運営に関する事項等に関し国土交通省令で定める基準を遵守しなければならない。

○名義の利用等の禁止（事業法27条）★

事業者は、その名義を他人に一般貨物自動車運送事業または特定貨物自動車運送事業のため利用させてはならず、また、事業の貸渡しその他いかなる方法をもってするかを問わず、一般貨物自動車運送事業または特定貨物自動車運送事業を他人にその名において経営させてはならない。

○許可の取消し等（事業法33条）★

国土交通大臣は、事業者が貨物自動車運送事業法もしくは同法に基づく命令もしくはこれらに基づく処分もしくは道路運送法83条（有償旅客運送の禁止）、95条（自動車に関する表示）、84条1項（運送に関する命令）の規定による処分または許可もしくは認可に付した条件に違反したときは、**6ヵ月以内**において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止もしくは事業の全部もしくは一部の停止を命じ、または運送事業の許可を取り消すことができる。

POINT

- ☞ **事業計画の変更**の手続き（認可 or 事前届出 or 事後届出）を正確に覚える。
- ☞ **運送約款**を定めるときは、国土交通大臣の**認可**を受けなければならない。